

埼玉県人事委員会会議規則

(趣旨)

第一条 この規則は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第十一条第五項の規定に基づき、埼玉県人事委員会の会議に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第二条 埼玉県人事委員会の会議（以下「会議」という。）は、定例会及び臨時会とする。

2 会議は、委員長が召集し、これを運営するものとする。

3 会議を開催するときは、委員長は、あらかじめ開催の日時及び場所並びに会議に付する事項を通知するものとする。

(定例会)

第三条 定例会は、月二回開催するものとする。

(臨時会)

第四条 臨時会は、委員長が必要があると認めたとき、又は委員の請求があつたとき開催するものとする。

(会議事項)

第五条 会議に付する事項は、議決事項、協議事項及び報告事項とする。

(会議の公開)

第六条 会議は、法令又は他の人事委員会規則に特別の定めがある場合を除き、これを公開する。ただし、次の各号に掲げる場合は、出席委員の過半数の同意により公開しないことができる。

一 埼玉県情報公開条例（平成十二年埼玉県条例第七十七号）第十条各号に定める不開示情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う場合

二 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

(会議への事務局長等の出席)

第七条 事務局長及び事務局長が必要と認める事務局の職員は、会議事項の説明のため会議に出席するものとする。

(議事録)

第八条 法第十一条第四項の規定による議事録（以下「議事録」という。）は、事務局長が作成するものとする。

2 議事録には、次の事項を記載するものとし、その様式は別記のとおりとする。

一 会議の開・閉会の日時及び場所

二 会議出席者の職及び氏名

三 会議の内容

四 その他委員会において必要と認めた事項

3 議事録は、委員の記名によつて確定する。

(その他)

第九条 この規則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、そのつど埼玉県人事委員会が定める。